

## <一般委託>

(「屋外清掃」品質確保策用)

### 違反屋外広告物監視・除却等業務委託(その2)仕様書

違反屋外広告物監視・除却等業務委託(その2)に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	良好な景観を形成するため、道路、河川等に掲出された違反屋外広告物の除却等を行う。
2	履行期間	令和4年10月1日から令和5年3月31日
3	施行場所	横須賀市内
4	業務内容	市内を巡回し、道路上等に放置された、横須賀市屋外広告物条例に違反する広告物の除却作業等を行い、これに伴う必要な書類の作成を行う。(詳細は別紙。)
5	特記事項	別添の「業務履行計画書」及び「業務日報」を特記仕様書に記載のとおり横須賀市の監督員(担当者)に提出するものとする。
6	関係法規	屋外広告物法、横須賀市屋外広告物条例
7	資格要件	本業務履行については、下記の資格を有すること。 (1)普通自動車運転免許
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	(1)本件は各月末締めをもって受託者の請求により精算する。 (2)ただし、各月の支払額に1円未満の端数を生じた時は、最終月に精算するものとする。
10	業務委託成績評定	対象 ・ 非対象
11	現場代理人の配置	必要 ・ 不要
12	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
13	監督員 連絡先	横須賀市都市部まちなみ景観課 電話046-822-8127 担当 金子

### <指示又は希望事項>

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
----------------------------------	---

# 内訳書

(税抜き)

業務名	数量 (回)	単価 (円)	金額 (円)
違反屋外広告物監視・除却等 業務委託 (その2)	26		

## 本契約に関する随意契約条件について

### 1 共通条件

- (1) 横須賀市の「業務委託成績評定要綱」に基づき履行内容を月毎に評定した結果、下記「2 固有条件」に記載する契約単位の判定期間において、それぞれの評定がいずれも同要綱に規定する評価区分「A」「B」「C」のいずれかである場合で、かつ委託者と受託者の合意があった場合については、本入札契約と同内容で引き続き発注する契約を随意契約（下記「2 固有条件」に記載する随意契約）する予定です。  
（ただし、指名停止等その他の理由があるときには契約できない場合があります。また、当該契約で履行期間が次年度となるものについては、当該業務に係る予算が市議会で承認された場合に限り契約します。）
- (2) 当該判定期間の評定に同要綱に規定する評価区分「D」「E」のいずれかが1回でもある場合については、本契約の受託者と当該契約について随意契約しません。
- (3) また、上記(2)により本契約の受託者と当該随意契約を締結しなくなった場合については、本契約の受託者は、同内容で引き続き発注する契約の受託者を決定する競争入札等に参加できません。

### 2 固有条件（引き続き随意契約とする条件）

随意契約の履行期間	令和5年4月1日から令和5年9月30日まで
可否判定期間	本入札契約の履行期間のうち、 令和4年10月1日から令和4年12月31日まで

違反屋外広告物監視・除却等業務委託(その2)仕様書(別紙)

(1)	作業人員 1班2名(運転手1名、作業員1名)
(2)	作業車両 除却する広告物の運搬が可能な自動車(軽自動車も可) なお、大型の広告物(2メートル四方程度)の除却がある場合には、運搬が可能な自動車を別途用意すること
(3)	対象物件 はり紙・はり札等・立看板等・のぼり旗(土台や設置パイプも含む)
(4)	対象場所及び施設 道路等の公共の場所及び電(信)柱、街路灯、信号機、道路標識、歩道橋、擁壁、ガードレール等のフェンス類、橋梁、電話ボックス、街路樹等 *取り外す広告物の高さは2.0m程度以下(手の届く範囲)
(5)	作業時間 8時45分～17時00分(作業場所等の指示時間を含む)
(6)	出社場所 市役所(まちなみ景観課事務室)
(7)	作業場所の指示方法 ①予め区域を設定し、原則その区域を実施する。 ②特に指示のある場合の指示方法 ・まちなみ景観課事務室にて地図等で指示 ・作業中は電話等で指示
(8)	作業内容 ①指示した区域を巡回する。(巡回した町ごとに巡回状況写真を撮る。) ②違反広告物を発見したら除却する。(除却前に場所、種類、表示内容、数量を記録し、写真撮影する。) ③除却した物件は保管所(倉庫)に運ぶ。(保管状況を写真撮影する。) ④はり札、立看板等の針金はすべて外し、別にまとめ保管所(倉庫)内に整理整頓して保管する。(倉庫の外には置かない) *状況に応じ現地で違反広告物に警告シールを貼付する。 ⑤指示した区域を巡回した際に工事足場がかかった建物や工作物(高さが4階程度以上のもの)を発見したら場所を確認し、写真を撮る。
(9)	除却方法 ・人力による。 ・はり紙はスクレッパーを使用(街灯などの塗装をはがさないよう注意する。剥がしクズは清掃する。) ・はり札、立看板をくくりつけた針金はニッパで切り、針金も残さず除却する。 *はり札、立看板、置看板、のぼり旗は返還することがあるので紛失・破損・汚損しないよう注意する。
(10)	作業終了時の報告方法 ・まちなみ景観課事務室にて作業内容を報告する。(適宜、現地の写真を見せて報告すること)
(11)	業務日報の作成及び提出 ・様式・記入方法等は別添のとおり ・作業後7日以内にまちなみ景観課へ提出する(次回作業日に提出してもよい)
(12)	作業区域の走行距離(目安) 1日当たり100km程度
(13)	除却物件の搬入場所 横須賀市武3丁目22番1号の保管所(横須賀市建設部西資材置場)
(14)	除却物件の処分 簡易除却物件の内、紙・木材・布の部分は、一定量になり次第、横須賀市長坂5丁目1番1号の横須賀市ごみ処理施設「エコミル」へ焼却処分のため搬入すること。焼却処分費は市が負担する。 焼却処分できない鉄、プラスチック部分は別途市が廃棄処分する。
(15)	作業日数 10月から3月までの26日(別紙作業予定表参照)
(16)	雨天時の作業 通常どおり。ただし、台風などの荒天の際は、別の日に変更する。
(17)	腕章着用 横須賀市が受託者へ貸与
(18)	作業中である表示 受託者は幕等を作成し、本市委託業務で作業中であることを車両に明示する(幕等の作成は市担当職員の指示による。作成費用は受託者負担)
(19)	作業中の連絡 作業中の班に市からの指示ができるような方途を講じる
(20)	その他事項 その他作業上必要な事項は市担当職員の指示による

令和4年度違反屋外広告物監視・除却等業務委託 作業予定表

10月			11月			12月			1月			2月			3月		
1日	土		1日	火		1日	木	○	1日	日		1日	水		1日	水	
2日	日		2日	水	○	2日	金		2日	月		2日	木	○	2日	木	○
3日	月		3日	木		3日	土		3日	火		3日	金		3日	金	
4日	火		4日	金		4日	日		4日	水		4日	土		4日	土	
5日	水		5日	土		5日	月		5日	木	○	5日	日		5日	日	
6日	木	○	6日	日		6日	火		6日	金		6日	月		6日	月	
7日	金		7日	月		7日	水		7日	土		7日	火		7日	火	
8日	土		8日	火		8日	木	○	8日	日		8日	水		8日	水	
9日	日		9日	水		9日	金		9日	月		9日	木	○	9日	木	○
10日	月		10日	木	○	10日	土		10日	火		10日	金		10日	金	
11日	火		11日	金		11日	日		11日	水		11日	土		11日	土	
12日	水		12日	土		12日	月		12日	木	○	12日	日		12日	日	
13日	木	○	13日	日		13日	火		13日	金		13日	月		13日	月	
14日	金		14日	月		14日	水		14日	土		14日	火		14日	火	
15日	土		15日	火		15日	木	○	15日	日		15日	水		15日	水	
16日	日		16日	水		16日	金		16日	月		16日	木	○	16日	木	○
17日	月		17日	木	○	17日	土		17日	火		17日	金		17日	金	
18日	火		18日	金		18日	日		18日	水		18日	土		18日	土	
19日	水		19日	土		19日	月		19日	木	○	19日	日		19日	日	
20日	木	○	20日	日		20日	火		20日	金		20日	月		20日	月	
21日	金		21日	月		21日	水		21日	土		21日	火		21日	火	
22日	土		22日	火		22日	木	○	22日	日		22日	水	○	22日	水	
23日	日		23日	水		23日	金		23日	月		23日	木		23日	木	○
24日	月		24日	木	○	24日	土		24日	火		24日	金		24日	金	
25日	火		25日	金		25日	日		25日	水		25日	土		25日	土	
26日	水		26日	土		26日	月		26日	木	○	26日	日		26日	日	
27日	木	○	27日	日		27日	火	○	27日	金		27日	月		27日	月	
28日	金		28日	月		28日	水		28日	土		28日	火		28日	火	
29日	土		29日	火		29日	木		29日	日					29日	水	
30日	日		30日	水		30日	金		30日	月					30日	木	○
31日	月					31日	土		31日	火					31日	金	
計		4	計		4	計		5	計		4	計		4	計		5

# 業務履行計画書

(あて先) 横須賀市長

業務委託名	
契約年月日	年 月 日
履行期間	自 年 月 日 至 年 月 日

住所  
請負者  
氏名  
現場代理人 氏名

履行日程・従事人数	作業開始時刻 (作業時間)	作業場所	作業開始時刻 (作業時間)	作業場所	作業開始時刻 (作業時間)	作業場所	作業開始時刻 (作業時間)	作業場所	摘要
月 日 ( ) 名	午前・午後 時 分 ( 時間 分)		午前・午後 時 分 ( 時間 分)		午前・午後 時 分 ( 時間 分)		午前・午後 時 分 ( 時間 分)		
月 日 ( ) 名	午前・午後 時 分 ( 時間 分)		午前・午後 時 分 ( 時間 分)		午前・午後 時 分 ( 時間 分)		午前・午後 時 分 ( 時間 分)		
月 日 ( ) 名	午前・午後 時 分 ( 時間 分)		午前・午後 時 分 ( 時間 分)		午前・午後 時 分 ( 時間 分)		午前・午後 時 分 ( 時間 分)		
月 日 ( ) 名	午前・午後 時 分 ( 時間 分)		午前・午後 時 分 ( 時間 分)		午前・午後 時 分 ( 時間 分)		午前・午後 時 分 ( 時間 分)		
月 日 ( ) 名	午前・午後 時 分 ( 時間 分)		午前・午後 時 分 ( 時間 分)		午前・午後 時 分 ( 時間 分)		午前・午後 時 分 ( 時間 分)		
月 日 ( ) 名	午前・午後 時 分 ( 時間 分)		午前・午後 時 分 ( 時間 分)		午前・午後 時 分 ( 時間 分)		午前・午後 時 分 ( 時間 分)		
月 日 ( ) 名	午前・午後 時 分 ( 時間 分)		午前・午後 時 分 ( 時間 分)		午前・午後 時 分 ( 時間 分)		午前・午後 時 分 ( 時間 分)		

※ 予算主管課が別の様式を指定する必要があると判断した場合には、その様式を使用することができる。(ただし、その場合にも、本様式のすべての項目を備えていること。)

# 業務日報

令和 年 月 日

横須賀市長様

受託者 住所

氏名

1. 作業実施日 令和 年 月 日

2. 作業延長 開始      → 終了      \_\_\_\_\_ km

3. 作業者 運転手氏名 \_\_\_\_\_ 作業員氏名 \_\_\_\_\_

4. 作業経路（詳細に）

例：(市役所 → 上町 → 衣笠 → 久里浜 → 市役所)

市役所 →	→ 市役所
-------	-------

5. 業種別及び種類別除却等数

	はり紙	はり札等	立看板等	のぼり旗	合計
不動産					
金融					
その他					
合計					

\*はり札等とは、容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている金属、プラスチック等でできているもの。

\*立看板等とは、容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立てかけられている立看板その他これらに類する広告物又は掲出物件（これらを支える台を含む）。

6. 除却物件等の詳細(裏面) [除却物件等一覧] のとおり

7. 写真撮影・巡回状況写真 ①巡回した町別

・違反状況写真 ②はり紙 ③はり札等 ④立看板等 ⑤のぼり旗

・保管状況写真 ⑥倉庫にて集合写真

確認欄			收受印
まちなみ 景観課長	係長	担当者	

# 除却物件等一覧

令和 年 月 日実施

	会社名・店名	主な表示内容・住所	電話番号	数量	種類	業種
1			( )		はり紙・はり札等・立看板等・のぼり旗	不・金・他
2			( )		はり紙・はり札等・立看板等・のぼり旗	不・金・他
3			( )		はり紙・はり札等・立看板等・のぼり旗	不・金・他
4			( )		はり紙・はり札等・立看板等・のぼり旗	不・金・他
5			( )		はり紙・はり札等・立看板等・のぼり旗	不・金・他
6			( )		はり紙・はり札等・立看板等・のぼり旗	不・金・他
7			( )		はり紙・はり札等・立看板等・のぼり旗	不・金・他
8			( )		はり紙・はり札等・立看板等・のぼり旗	不・金・他
9			( )		はり紙・はり札等・立看板等・のぼり旗	不・金・他
10			( )		はり紙・はり札等・立看板等・のぼり旗	不・金・他
11			( )		はり紙・はり札等・立看板等・のぼり旗	不・金・他
12			( )		はり紙・はり札等・立看板等・のぼり旗	不・金・他
13			( )		はり紙・はり札等・立看板等・のぼり旗	不・金・他
14			( )		はり紙・はり札等・立看板等・のぼり旗	不・金・他
15			( )		はり紙・はり札等・立看板等・のぼり旗	不・金・他
16			( )		はり紙・はり札等・立看板等・のぼり旗	不・金・他
17			( )		はり紙・はり札等・立看板等・のぼり旗	不・金・他
18			( )		はり紙・はり札等・立看板等・のぼり旗	不・金・他
19			( )		はり紙・はり札等・立看板等・のぼり旗	不・金・他
20			( )		はり紙・はり札等・立看板等・のぼり旗	不・金・他
計	はり紙 枚	はり札等 枚	立看板等 枚	のぼり旗 枚		

\*業種の「不」は不動産、「金」は金融、「他」はその他(前記以外のもの)の略である。

\*警告シールを貼付した場合はその旨を記載する。



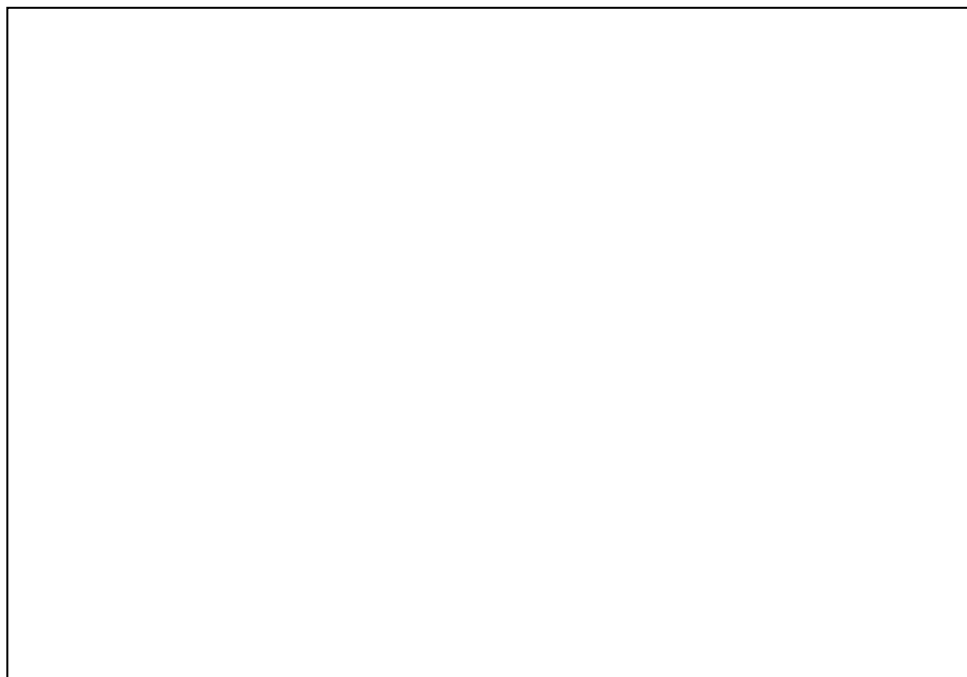
・巡回状況写真

①巡回した町別  
(作業員と番地表示等  
を一緒に撮影)

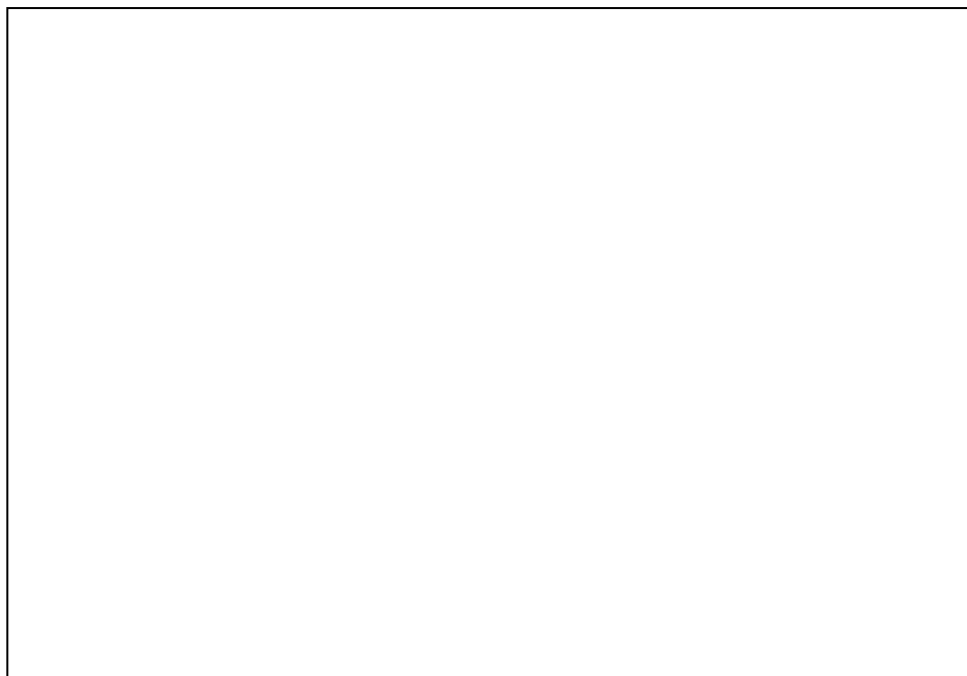


・違反状況写真

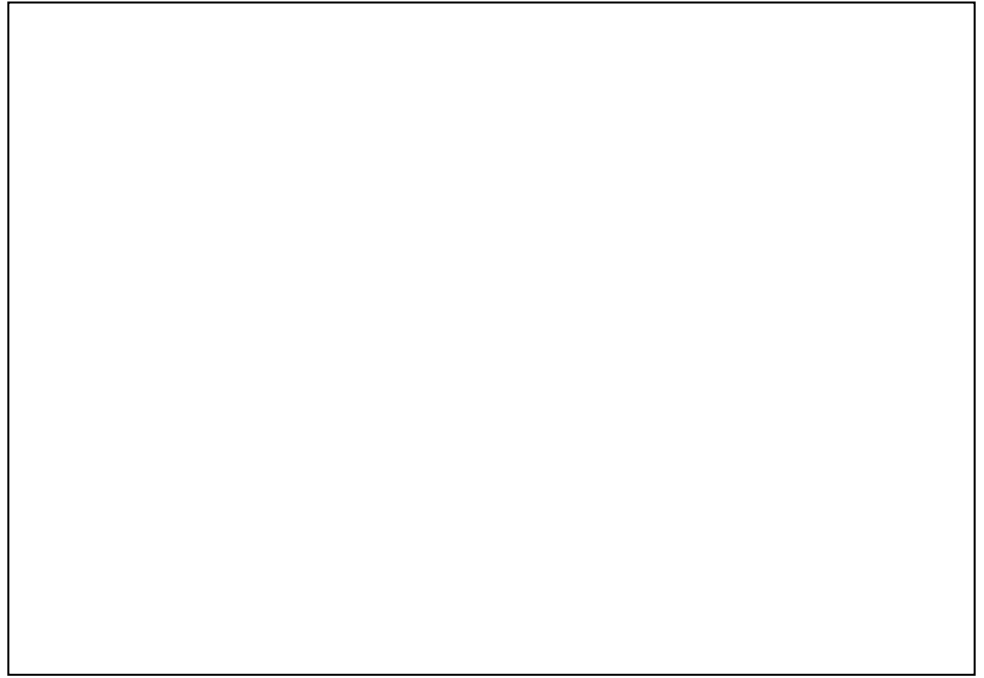
②はり紙  
(種類ごとに1枚ずつ  
撮影)



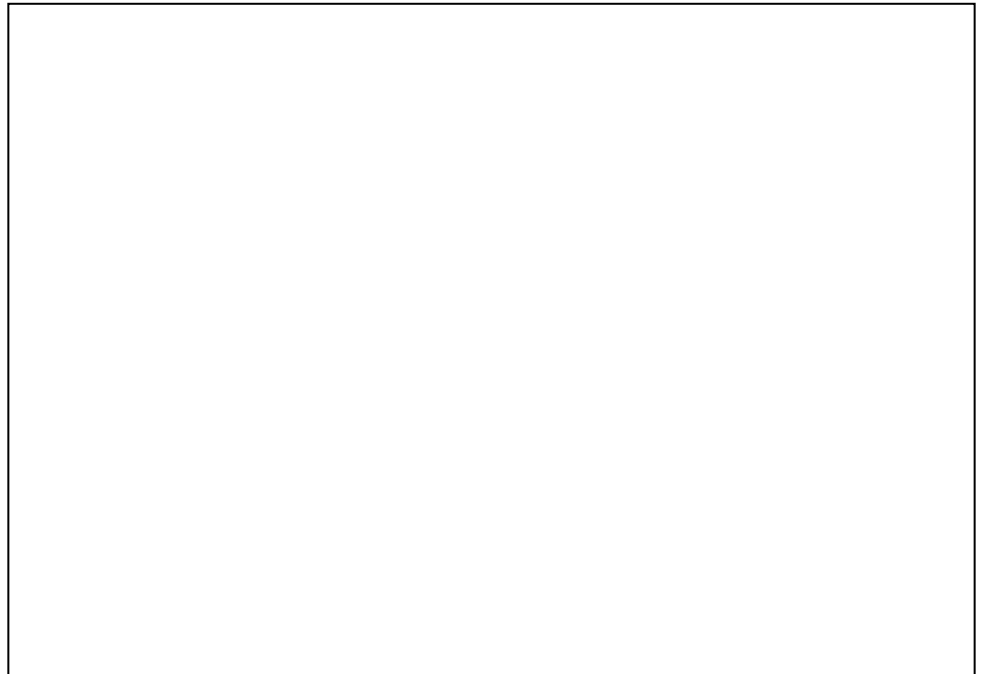
③はり札等  
(物件ごとに撮影)



④立看板等  
(物件ごとに撮影)



⑤のぼり旗  
(物件ごとに撮影)



・保管状況

⑥倉庫にて集合写真

